

川崎市生活習慣病重症化予防業務委託事業者選定審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条及び川崎市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条に基づき、40歳以上の川崎市国民健康保険の加入者、75歳以上の神奈川県後期高齢者医療制度加入者で川崎市の住民基本台帳に記録されている者を対象とした生活習慣病重症化予防業務を実施するにあたり、参加意向の申し出があった事業者をプロポーザル方式により公正かつ適正に審査し、当該事業を委託するに相応しい提案を行ったと認められる委託事業者を特定するため、健康福祉局に川崎市生活習慣病重症化予防業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織等)

第2条 委員会の委員及び所掌事務は、次のとおりとする。

委 員	所 掌 事 務
健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健所長〕 健康福祉局保健医療政策部健康増進課長 健康福祉局医療保険部医療保険課長 健康福祉局総務部企画課長	委託事業者の特定及び指導に関すること。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、保健医療政策部担当部長〔保健所長〕をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、健康福祉局保健医療政策部健康増進課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員長を除いた委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委託事業者の特定)

第6条 委員会は、参加意向の申し出があった事業者による企画提案評価の結果、当該事業を委託するに相応しい提案を行ったと認められる委託事業者を特定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局保健医療政策部健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別途委員長が定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。